

小金井公園ドッグラン利用規約

このドッグランは、人と動物の豊かな共生社会を目指して、設置されています。愛犬と共に誰もが安心して快適にご利用いただけるように、利用ルールや公共マナーを守り、仲良く譲り合ってください。

1. 利用には、年度毎にドッグラン利用者登録又は更新が必要です。
 - (1)利用者登録の有効期限は、6月1日(又は登録日)から、翌年の6月30日までです。
 - (2)登録時に、狂犬病予防法で義務付けられた畜犬登録及び該当年度の狂犬病予防注射の確認を行います。鑑札と注射済票をお持ちください。
 - (3)飼い主は、「ドッグラン登録証」を確認しやすい場所に付けて利用してください(首に下げるか、胸元に付ける)。※カードをお持ちでない方はご利用できません。
2. ドッグランでは、次の行為はできません。
 - (1)犬を連れていない方、中学生以下の方(保護者同伴の場合を除く)の利用
 - (2)闘犬、噛み癖のある犬、発情期の雌(出血中及び出血が止まってから3週間)、病気及び皮膚病(感染の可能性のあるもの)の犬、畜犬登録をされていない犬、狂犬病予防注射が未接種の犬の利用
 - (3)犬以外のペットの利用
 - (4)営業活動や宣伝・勧誘活動、特定団体が一部又は全体を占用しての利用(東京都や公園サービスセンターが主催する催事を除く)
 - (5)犬の運動用具、おもちゃの使用(プレイゾーンではおもちゃの使用ができます)
 - (6)ベビーカー(犬用を含む)、携帯椅子などの持ち込み
 - (7)喫煙、飲食、飲酒や犬の餌やり(おやつも含む)
 - (8)その他、運営上支障となる行為
3. 飼い主はドッグランから離れることなく、常に犬を制御できる状態で利用してください。
4. 排泄物やゴミは、飼い主が持ち返って処理してください。(園内のゴミ箱に捨てないでください) 又おしっこは水で流してください。
5. 咬傷事故などのトラブルは、当事者間で話し合い解決してください。利用者の情報は、個人情報保護の観点からお教えできません。
6. 上記に関らず、管理上支障のある場合は、ご利用をお断りすることがあります。

《利用上の注意事項》

- *ドッグランの外では必ずリードをつけ、路上駐車等の違法行為、近隣住民や他の利用者の迷惑となる行為は行わないよう注意してください。
- *犬が興奮状態になった場合は、リードをつけ一度外に連れ出すなどし、落ち着かせてください。
- *小さなお子様は保護者のそばから離さないようにし、突然の奇声など犬の驚く行動をとらないように注意してください。また、飼い主の許可なしに他犬を触らせないようにしてください。
- *プレイゾーン(全犬種利用可)を利用する場合は、おもちゃの奪い合いなどによる事故に注意してください。
- *中、大型犬ゾーンでの小型犬利用は十分に注意してください。小型犬専用ゾーンもあります。
- *ドッグラン内では他犬の動きにも十分に注意し、飼い主自身の身の安全を確保してください。
- *ドッグランは被毛の手入れや洗浄をする場所ではありません。

《利用登録及び問合せ》 小金井公園サービスセンター 電話 042-385-5611

このドッグランは「小金井公園ドッグランサポーターズクラブ」のサポートにより成り立っています。ご利用に当たっては、サポーターズクラブの活動にご協力くださるよう、お願いいたします。

東京都西部公園緑地事務所管理課 電話 0422-47-1210